

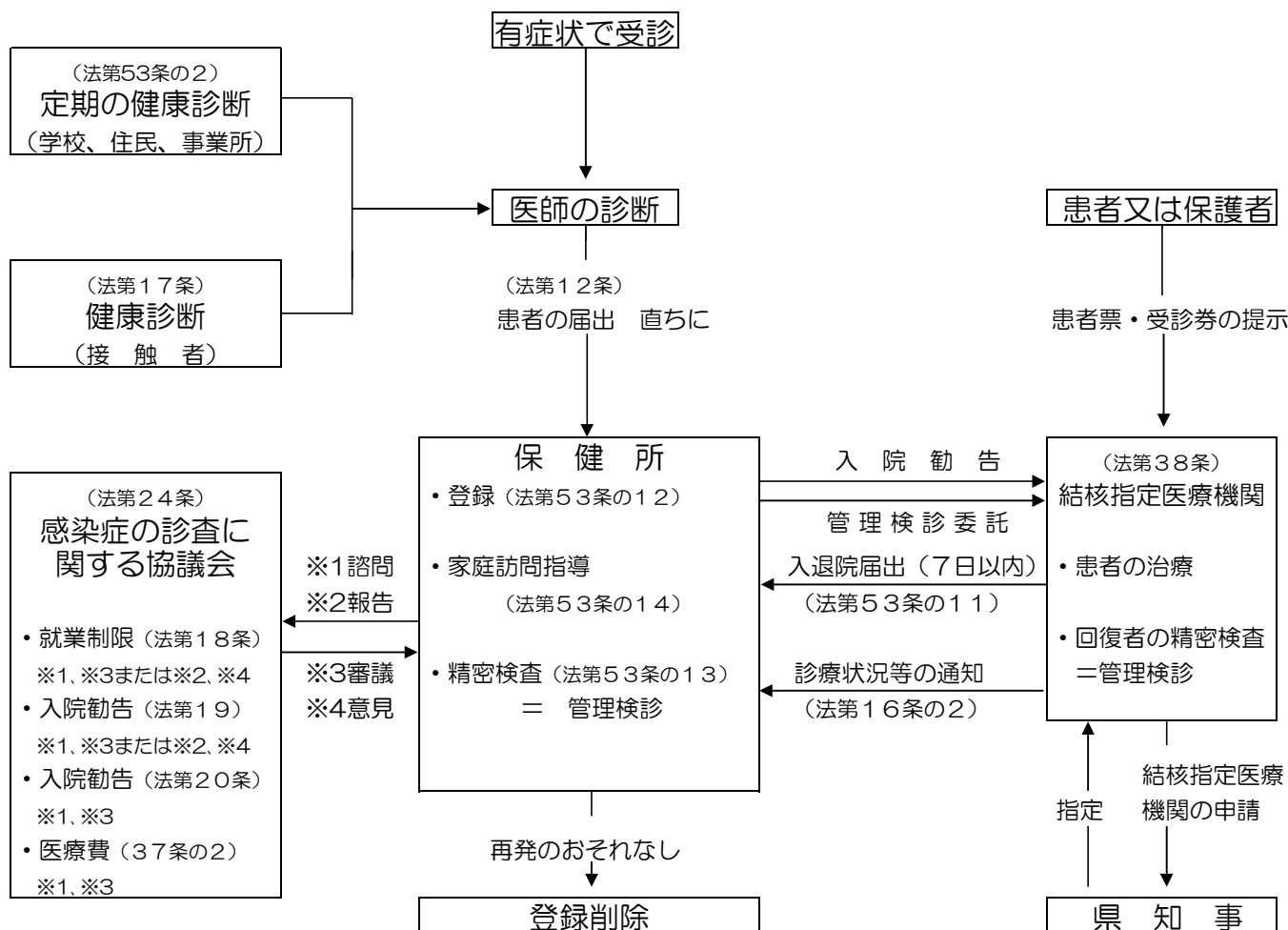
## 1. 感染症法に基づく結核の基本的対策

|       |                              |                                                                                                           |
|-------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康診断  | 定期<br>(法第53条の2)<br>(施行令第12条) | 事業所において業務に従事する者についてはその事業者、学生・生徒については学校長、施設に入所している65歳以上の者は施設の長、市町村に居住する65歳以上の者及び特に必要と認める者については、管轄の市町村長が実施。 |
|       | 健康診断<br>(接触者)<br>(法第17条)     | 結核まん延を防止するため必要があると認められ、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者またはその保護者に対し、都道府県知事が勧告することができる。                            |
| 患者管理  | 届出<br>(法第12条)<br>(法第53条の11)  | 医師が患者を診断した場合は直ちに、病院管理者による患者入・退院時は7日以内に最寄りの保健所長へ届出を行う。                                                     |
|       | 結核登録票<br>(法第53条の12)          | 保健所長は、保健所の管轄区域内に居住する結核患者及び結核回復者に関する記録を行う。                                                                 |
|       | 家庭訪問指導<br>(法第53条の14)         | 保健所長は、結核の予防又は医療上必要と認められる者に対して、保健師等による家庭訪問を行い、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行う。                                |
|       | 精密検査<br>(管理検診)<br>(法第53条の13) | 保健所長は、結核登録者のうち要観察者、治療状況不明者、治療放置等結核の予防又は医療上、必要があると認める者を対象として精密検査を行う。                                       |
| まん延防止 | 入院勧告<br>(法第19条、20条)          | 都道府県知事は、結核のまん延を防止するために必要があると認められる時、患者又はその保護者に対し、入院の勧告を行う。                                                 |
| 医療    | 入院患者の医療<br>(法第37条)           | 都道府県は、結核のまん延を防止するために法第19条・第20条の規定により、入院勧告を行った場合の医療費の公費負担を行う。                                              |
|       | 結核患者（一般）に対する医療<br>(法第37条の2)  | 都道府県が、結核の適正な医療を普及するため、厚生労働省令で定める医療に要した費用の公費負担ができる。                                                        |

- 平成19年4月1日から「結核予防法」が廃止され、同法に規定されていた結核の予防の施策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されました。

## 2. 結核管理のフローチャート

結核患者の発見から登録削除まで（図1）



### 1 医療費の公費負担申請

法第37条、37条の2の医療費の公費負担申請をする場合は、施行規則第20条、20条の3にかかげる申請書及び添付書類を管内保健所へ提出する。  
公費負担の承認期間の始期は、法第37条の2の医療費については、保健所が結核医療費公費負担申請書を受理した日とし、法第37条の医療費は、保健所が結核発生届を受理し、入院勧告を行った日を始期とする。

### 2 患者票の交付

保健所長は、法第37条の2の医療費の申請があった者に対し、医療の適否を感染症の診査に関する協議会に諮問したうえ、承認、不承認を決定しすみやかに患者票を交付する。

### 3 受診券の交付（管理カード）

保健所長は、結核回復者等対象者を確認し、該当者に受診券を交付する。

### 4 結核指定医療機関指定の申請

法第38条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を記載した申請書をその所在地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出。

\* 中核市である高知市に所在地がある場合は、高知市長に提出。

### 5 結核回復者

法第53条の12第1項に規定する省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の者、その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。

（施行規則第27条の7：結核回復者の範囲）